

【資料3】

鹿児島県内水面  
漁場管理委員会資料  
令和6年8月8日

【議題3】

令和6年増殖実績の中間報告について

(報告)



令和6年増殖実績一覧表

漁業権番号 漁協名	項目	増殖目標及び実績 (単位:kg)							
		あゆ	こい	ふな	うなぎ	やまめ	もくずがに	おいかわ	てながえび
第1号 広瀬川	中間実績	600	0	0	0	0	0	0	0
	目標	600	0	10	50	30	150	5	10
	(%)	100%	-	0%	0%	0%	0%	0%	0%
第2号 高尾野 内水面	中間実績	208	0		40		0		
	目標	150	0		40		50		
	(%)	139%	-		100%		0%		
第3号 高松川	中間実績	未 報 告							
	目標	30	0		30		50		
	(%)	0%	-		0%		0%		
第4号 川内川	中間実績	150	0		0		200		0
	目標	200	0		50		200		10
	(%)	75%	-		0%		100%		0%
第4号 川内市 内水面	中間実績	50	0		200		0		0
	目標	50	0		200		150		5
	(%)	100%	-		100%		0%		0%
第5号 川内川	中間実績	20	0	0	0				
	目標	20	0	10	5				
	(%)	100%	-	0%	0%				
第5号 川内市 内水面	中間実績	20	0	0	10				
	目標	20	0	10	10				
	(%)	100%	-	0%	100%				
第5号 川内川 上流	中間実績	20	0	0	0				
	目標	20	0	10	20				
	(%)	100%	-	0%	100%				
第6号 川内川 上流	中間実績	250	0		60	30			
	目標	230	0		80	30			
	(%)	109%	-		75%	100%			
第8号 川 辺 広瀬川	中間実績	35	0		0		0		0
	目標	80	0		40		200		15
	(%)	44%	-		0%		0%		0%
第9号 甲突川	中間実績	150	0		13		0		
	目標	150	0		20		250		
	(%)	100%	-		65%		0%		
第10号 思 川	中間実績	30	0		20		0		
	目標	30	0		20		30		
	(%)	100%	-		100%		0%		
第11号 別府川	中間実績	60	0		0		0		
	目標	60	0		20		20		
	(%)	100%	-		0%		-		
第12号 網掛川	中間実績	66	0		0		0		
	目標	180	0		30		1		
	(%)	37%	-		0%		-		
第13号 日当山 天降川	中間実績	120	0		0				
	目標	650	0		50				
	(%)	18%	-		0%				
第13号 松 永	中間実績	197	0		0				
	目標	400	0		40				
	(%)	49%	-		0%				
第13号 手籠川	中間実績	未 報 告							
	目標	30	0		20				
	(%)	0%	-		0%				
第14号 検校川	中間実績	未 報 告							
	目標	100			10		50		
	(%)	0%			0%		0%		
第15号 安楽川	中間実績	200	0		10		0		
	目標	100	0		10		50		
	(%)	200%	-		100%		0%		
合 計	中間実績	2176	0	0	353	30	200	0	0
	目標	3100	0	40	745	60	1201	5	40
	(%)	70%	-	0%	47%	50%	17%	0%	0%

目標に対する放流実績が50%未満のもの

令和6年8月 日

各内水面漁業協同組合長 様

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長

鹿児島県商工労働水産部水産振興課長

### 増殖義務の履行について（通知）

日頃より内水面漁業の振興に御尽力いただき感謝申し上げます。

このことについて、第5種共同漁業権の免許を受けた者は、漁業法第168条の規定により、増殖に適した水面において、放流等の増殖を行う義務があります。

しかしながら、本年は稚あゆ採捕の不漁等により、種苗の確保が困難であることを理由として、増殖目標を達成できない場合が想定されるところです。

漁業法第168条でいう「増殖」とは、種苗の放流以外にも人工孵化放流、親魚の放流、産卵床造成のほか、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流などもこれに含まれます。

については、増殖に必要な種苗が得られない場合は、これらの種苗放流以外の取組により増殖に努めてください。

なお、目標を達成できず、放流以外の取組も行わなかった場合、増殖を怠っていると判断され、漁業法第169条により漁業権の取消し処分になるおそれもありますので御留意ください。

<連絡先>

漁業調整係 担当：村田，山神

TEL：099-286-3428

E-mail：gyochou@pref.kagoshima.lg.jp